

京都市立看護短期大学学則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第143号

京都市立看護短期大学学則の一部を改正する規則

京都市立看護短期大学学則の一部を次のように改正する。

第15条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第3号中「者」の右に「又はこれに準じる者で文部科学大臣が指定したもの」を加え、同条第6号を次のように改める。

(6) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第15条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

第24条第1項中「願い出る」を「志願する」に改め、同条第2項中「願い出」を「志願」に、「行なう」を「行う」に改める。

第26条第1項中「願い出る」を「志願する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(看護短期大学事務室)